

平成28年度  
低公害車導入促進  
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が低公害車を導入した場合、購入費用の一部を助成することとし、もって会員の行う環境対策事業を奨励するとともに経営安定の一助に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象事業者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、平成28年4月1日から平成29年1月31日までとする。但し、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象車両)

第4条 車両総重量2.5トン超の下記各号の車両のうち、平成28年4月1日から平成29年2月28日までに奈良県内で登録が完了する車両を助成対象とする。

- (1) 天然ガス自動車
  - (2) ハイブリッド自動車
  - (3) 天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造）
- 2 前項の1号及び2号は初度登録の車両を対象とする。
- 3 車両総重量25トンクラスの大型天然ガス自動車は対象外とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が別表に定めるものとし、1事業者当たりの助成台数は、上限を5台とする。

(導入方法)

第6条 買取り、リース、割賦いずれについても助成対象とする。

(申込通知)

第7条 会員事業者は、事前に協会へ申請をする旨を通知し、「低公害車導入促進助成金交付申請書」を協会へ提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 協会は、全ト協低公害車導入促進助成金交付要綱第7条に基づき、全ト協から交付決定通知を受けたときは、事業者に対し、これを通知する。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 会員事業者は、低公害車導入事業が完了したときは、完了した日から1か月以内に、購入による導入のときは様式1「低公害車導入促進助成金請求書(購入)」によりリースによる導入のときは様式2「低公害車導入促進助成金請求書(リース)」により実績報告書を協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 協会は、前条による実績報告があった場合には、その内容を精査し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第11条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

2 この要綱に定めのない事項は全ト協が定める要綱等の規程を準用する。

(附 則)

1. この要綱は、平成28年4月1日より適用する。